

靱田自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い靱田地域を形成していくとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもとに、靱田地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(名称)

第2条 この会を靱田自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を靱田地区市民センターに置く。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、靱田地域内とする。ただし、他の住民自治協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 靱田地域に居住する住民
- (2) 靱田地域に住所地を置く事業所
- (3) 靱田地域で活動する区、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 事務局長 1 名
- (6) 事務局次長 1 名

2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。

3 会計、事務局長及び事務局次長は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員となり新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という。）とする。

- 2 会議は原則公開とする。

(総会)

第11条 総会は、役員、運営委員会委員及び実行委員会の部会員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。

- 4 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 6 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長、事務局次長の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他、重要事項に関すること
- 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第12条 運営委員会は、会長、副会長、各区から選出された者、部会長及び公募住民により構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
 - 3 運営委員会は、会長が召集する。
 - 4 会長は、運営委員会の議長となる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、第1項以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

- 第13条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。
- 2 実行委員会に次の部会を置く。
 - (1) 民生・福祉部会
 - (2) 防災・環境部会
 - (3) 教育・文化部会
 - (4) 産業振興部会
 - 3 部会員は、会長が会員の中から選任し、運営委員会の同意を得る。
 - 4 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の中から選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
 - 8 部会員の任期は、『第9条の役員の任期』に準じる。

(広報委員会)

第 14 条 総会及び運営委員会、実行委員会等で決定された方針及び経過・実績等を、関係住民に周知及び意見聴取するため広報委員会を置く。

2 広報委員会は、各区から選出された者で構成する。

第 4 章 財務

(会計)

第 15 条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 16 条 会費は、運営委員会で定めた額とする。

第 5 章 その他

(規約の変更)

第 17 条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(規則等への委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 16 年 11 月 19 日から施行する。

2 この協議会の設立年度の会計年度は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

一部改正	平成 17 年 4 月 25 日（実行委員会名の変更）
一部改正	平成 18 年 4 月 24 日（部会員の任期について）
一部改正	平成 22 年 4 月 24 日（事務局の設置場所について）
一部改正	平成 23 年 4 月 23 日（運営委員会・実行委員会について）
一部改正	平成 29 年 4 月 21 日（事務局次長の設置、実行委員会名の変更、 広報委員会の設置について）